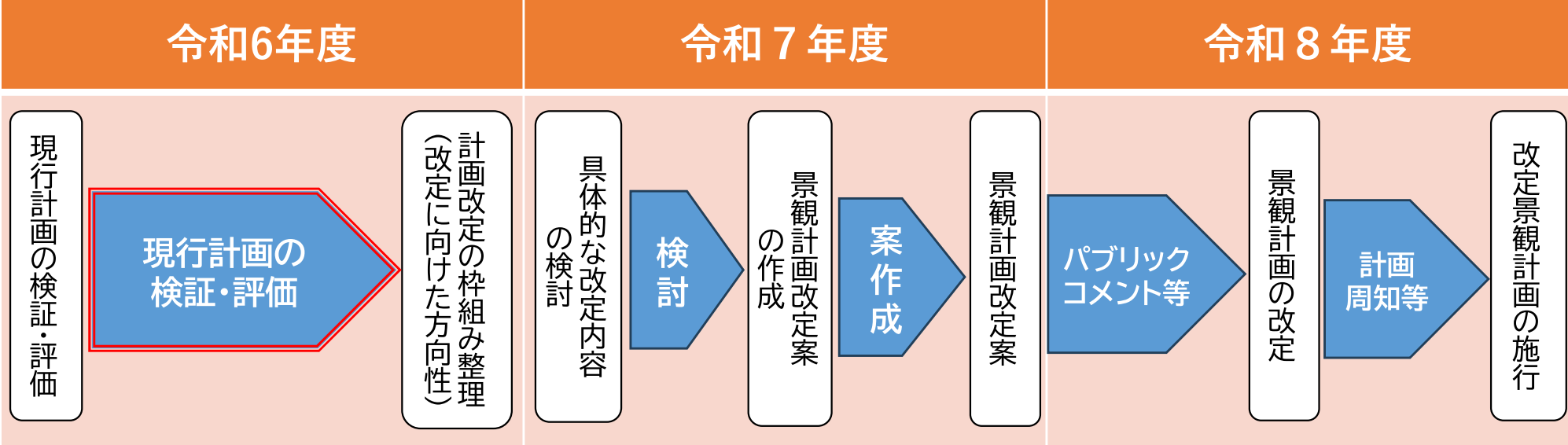


1. 「現景観計画の検証・評価、改定の必要性の検討」の背景・プロセス

平成22年に岸和田市景観計画を策定し、これまで良好な景観の保全・創出に向けた取組みを推進してきましたが、計画策定から14年（令和6年10月時点）が経過し、この間、社会情勢や景観に関する技術的課題、市の方針、市民意識など、景観行政をとりまく環境も変化しています。これらの変化に対応していくため、現景観計画の取組みについて、検証・評価し、景観計画の改定の必要性等を検討するものです。

【 景観計画の改定スケジュール案 】



現行の景観計画の検証・評価にあたって調査する項目等

①景観計画に関連する主な取組みの実施状況

- これまで行った景観施策に関する事業や施策の進捗状況等について確認し、課題等を抽出
- 他自治体の事例等も参考に課題を調査
 - ・景観法に基づく大規模建築物等の届出
 - ・景観重要樹木等の指定
 - ・景観啓発活動（景観資源の指定） など

③実際の景観の変化について

- 現行景観計画策定後に大きく変容した地域や、今後変容する見込みのある地域について、景観形成の方針を確認
- 景観配慮地区等における景観形成に関する現状を確認

②住民の景観への意識や行動の変化

- これまで（今後）実施した市民アンケート等の結果を基に、景観計画策定後の、景観の意識や行動の変化を確認

④各種計画(市の方針)との整合

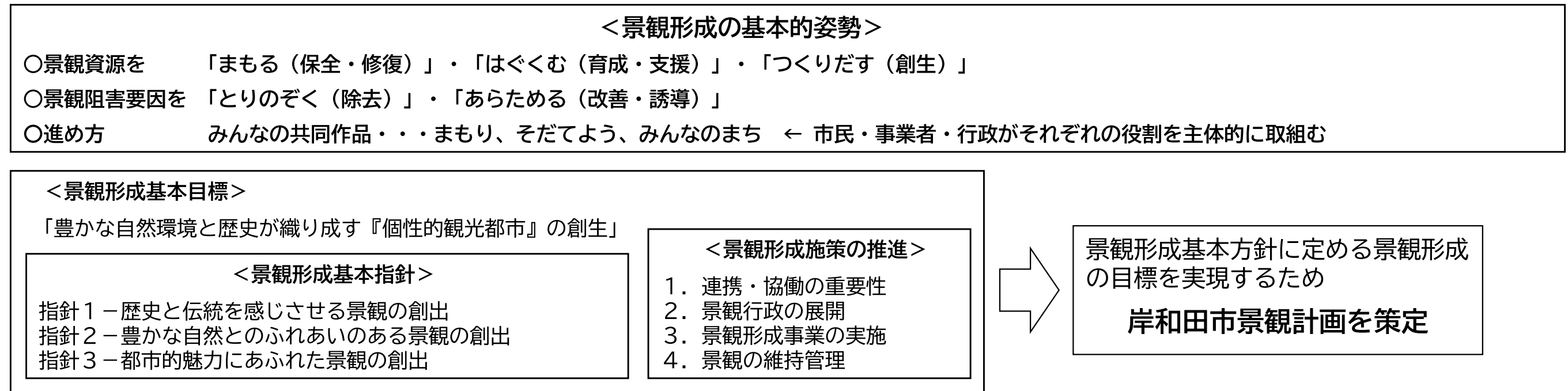
- 景観計画と関連する各種計画(総合計画、都市計画マスタープランなど)について、計画策定後に改定されていることから、整合が取れているか確認

2. 岸和田市の景観施策の変遷

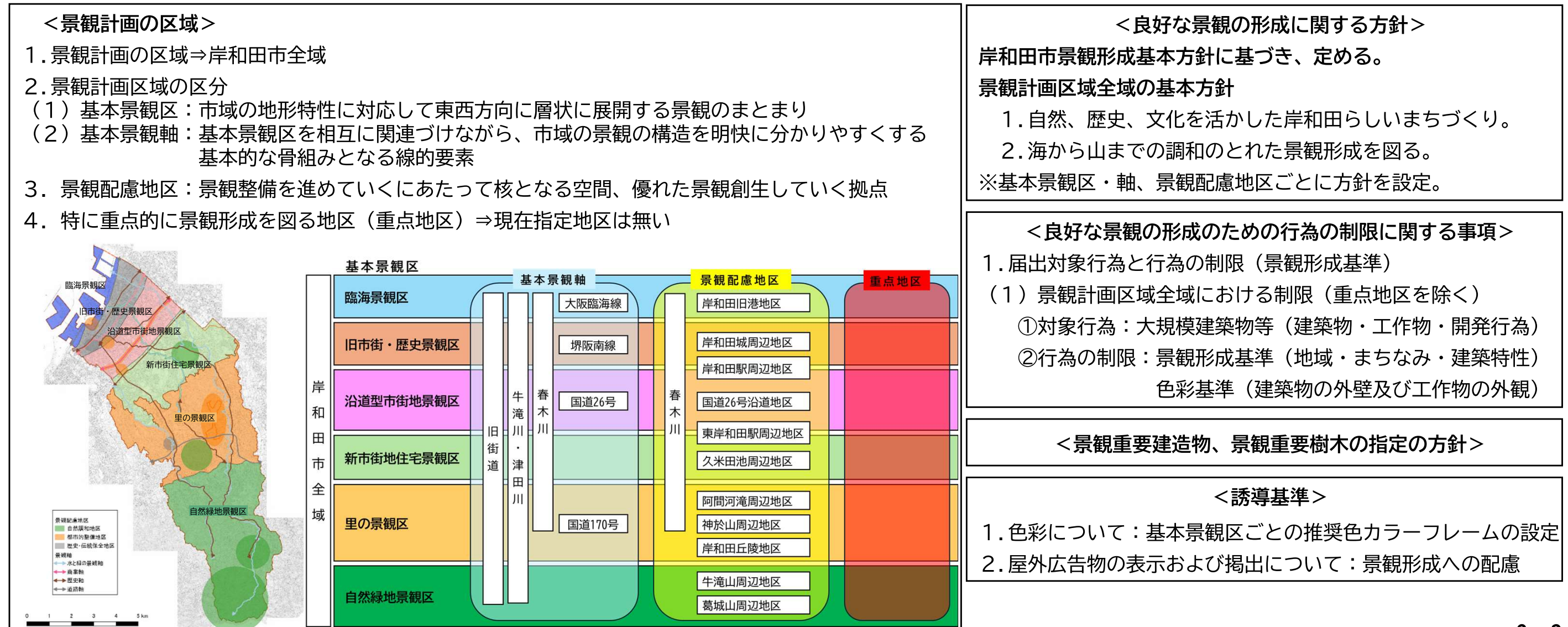
[illegible]

3. 岸和田市景観計画について

■ 岸和田市景観形成基本方針（岸和田市景観形成基本計画を再編し、平成20年11月策定）



■ 岸和田市景観計画（平成22年10月策定）



4. 景観計画に関連する主な取組みの実施状況（事業・施策の進捗）

これまで行った景観施策に関する事業や施策の進捗状況、効果等について確認します。

①景観計画区域における届出（大規模建築物等）・行為の制限

まちに特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の開発行為等を対象に、その行為の制限を定め、届出（景観法第16条1項）を行う。

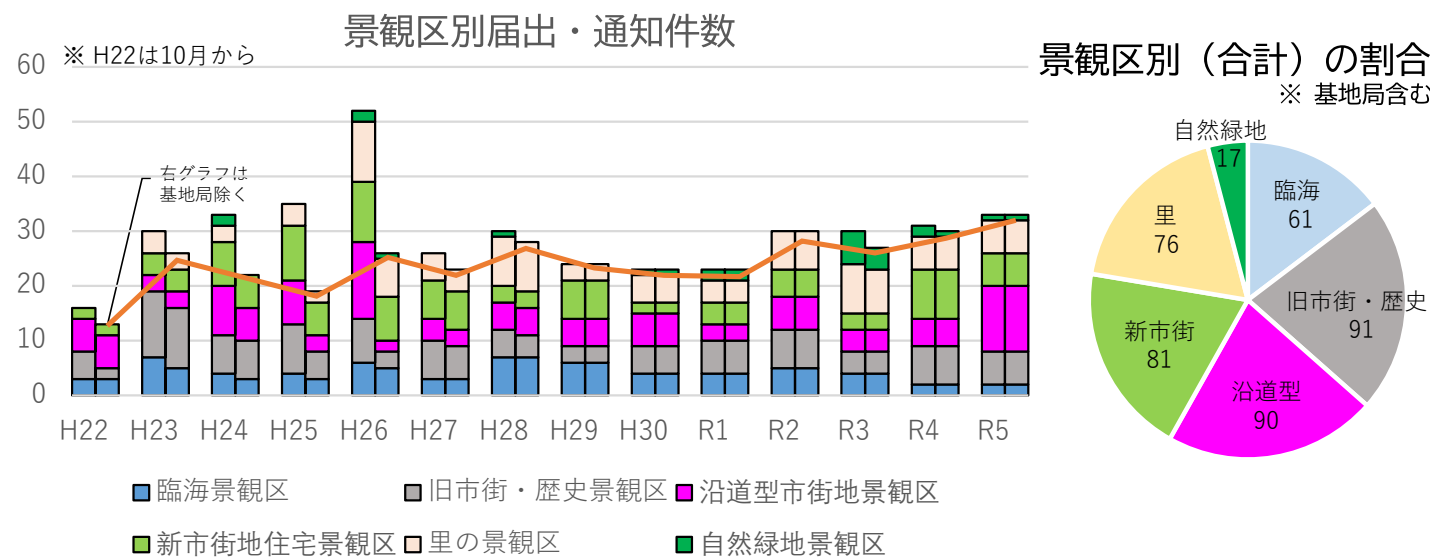
対象地域：岸和田市全域（景観計画区域）

- 対象行為：建築物：●地盤面からの高さ20m以上（建築物+工作物(広告物)）
●敷地面積5,000㎡以上●延べ面積5,000㎡以上
工作物：●高架道路・鉄道、横断歩道橋等→地上からの高さ5m以上
●橋梁、こ線橋等→幅員12m以上または延長30m以上
●上記以外の工作物で高さ20m以上
開発行為：5,000㎡以上

※公共施設等（国機関、地方公共団体が行う行為）は、全て（規模要件なし）通知が必要。

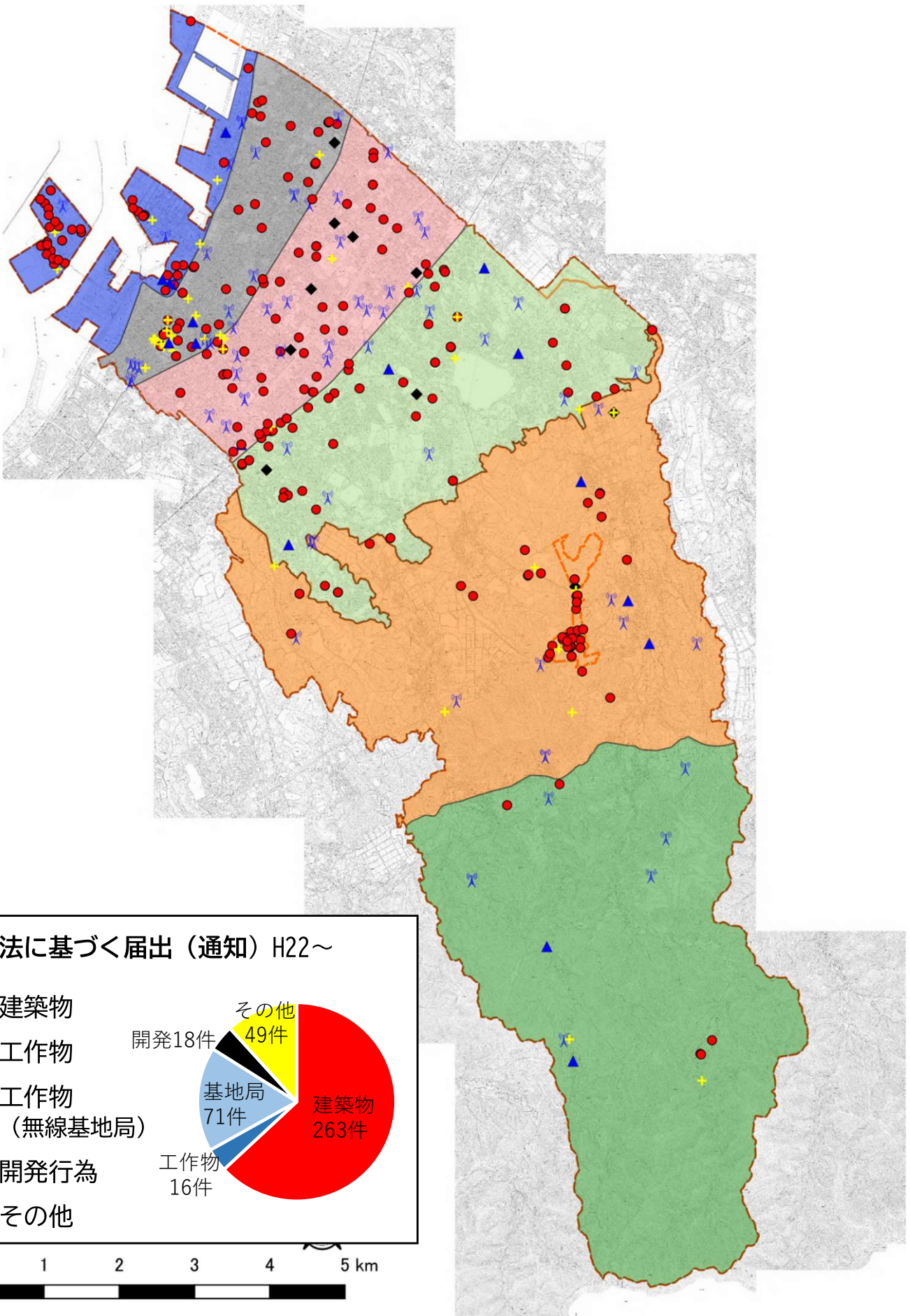
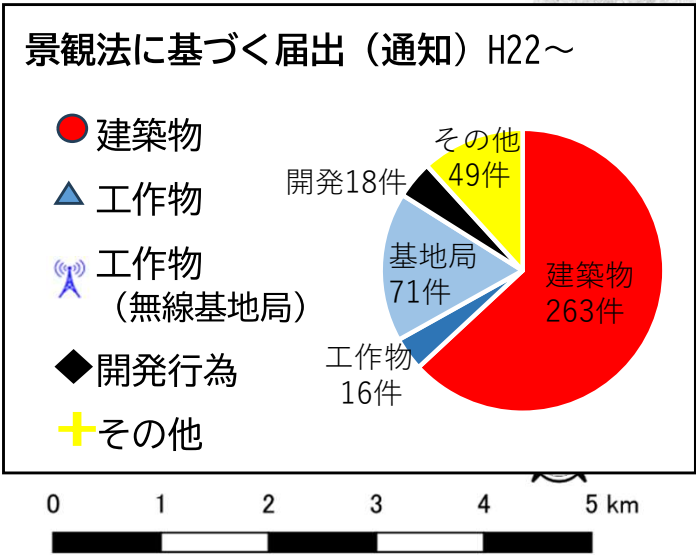
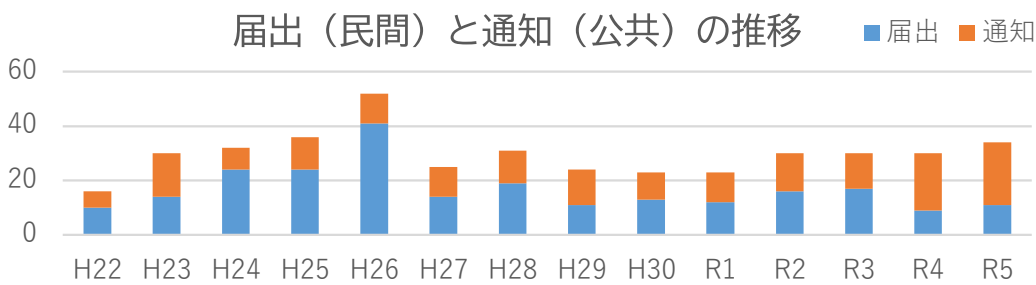
■ 届出・通知件数（景観区別）

景観区	臨海景観区	旧市街・歴史景観区	沿道型市街地景観区	新市街地住宅景観区	里の景観区	自然緑地景観区	計
届出件数	61	91	90	81	76	17	416
(基地局除く)	56	76	69	72	64	10	347



■ 届出・通知件数（年度別）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
届出件数	16	30	33	35	52	26	30	24	23	23	30	30	31	33	416
(届出)	10	14	24	24	41	14	19	11	13	12	16	17	9	11	235
(通知)	6	16	8	12	11	11	12	13	10	11	14	13	21	23	181



4. 景観計画に関連する主な取組みの実施状況（事業・施策の進捗）

■ 取組の調査結果

- 行為地の約9割は市街化区域内。
- 届出（通知）件数の年度別推移は（基地局を除き）大きく変わらない。
- 通知（公共）については、公共建築物の改修や公共施設への広告物や、サイン設置の案件が増えている。
- 庁内や市内に公共施設がある各行政機関へ実施している啓発（文書発送）により、通知の義務が以前よりも認知されるようになった。
- 届出件数（民間）は年間10件程で、建築物の届出内容は、工場・倉庫若しくは共同住宅が多数を占める。
- 岸之浦町や岸の丘町等の大規模な造成地については、届出対象となる建築物も多く、まちとしての良好な景観形成に一定寄与している。
- 工作物の届出は無線基地局を除けば、年1件程度しかない。一方、岸和田市内でも大規模な太陽光発電施設（地上設置）もここ数年で見られるようになったが、景観法の届出対象には該当しない。地上設置の場合は開発許可も不要な場合があり、景観配慮に関する協議機会が無い。
- 届出時に屋外広告物に関する形成基準が無いため、建築物のアクセントカラーとしての有無だけの確認にとどまる（事例はないが、デジタルサイネージも同様の取り扱い）。

■ 取組に対する課題

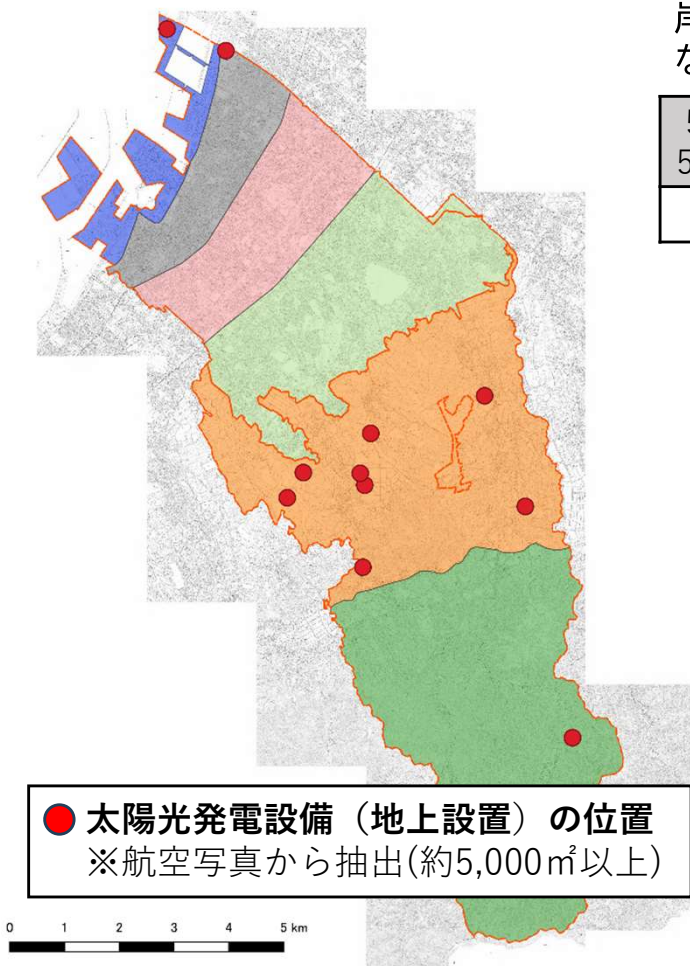
- 景観計画策定時には想定していなかった新たな傾向（太陽光発電等・デジタルサイネージ等）に対して、景観形成に関する方針が規定されていない。本市において今のところ大きな問題にはなっていないが、全国的には課題としても取り上げられており、景観誘導の対象とするかを含め、対応について検討が必要。
- 現行景観計画では、屋外広告物の景観誘導が図られていないことから、建築物と広告物との総合的な景観形成への対応について検討が必要。

前回（R5第2回）景観審議会でのご意見（抜粋）

- ・ デジタルサイネージや太陽光発電等の再生可能エネルギー施設の本市の設置状況やこれまで景観を脅かすような事例はあるのか。
- ・ デジタルサイネージは全国的に取組み事例もまだ少ない。規制することで所有者にマイナスになることもあり、全てを規制するような方法ではなく、一定の基準においてどのような規制を行うか、実態や他市事例等を調べながら、内容を検討されたい。

【参考：太陽光発電について】

■ 本市の大規模な太陽光発電設備の設置に関する状況



岸和田市内の固定価格買取制度における大規模な太陽光発電設備の導入状況（2023年12月末時点）

50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW 以上
12	6	11	0

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
情報公表用ウェブサイトより抜粋

■ 全国的な状況

- 太陽光発電設備等の導入に関する調査結果報告書（総務省行政評価局R6.3）
⇒ 回答市町村の約4割で太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生
- 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省R2.3）
⇒ 立地場所や設置・運用の仕方によっては、地域住民等の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれ

【参考：デジタルサイネージについて】

■ 本市のデジタルサイネージ（LED等照明）設置に関する状況

- ・ 国道26号線沿道の商業施設や他幹線道路沿いの遊興施設等に数件
- ・ 非自家用デジタルサイネージは東岸和田駅近くの府道交差点付近に1件

■ 本市のデジタルサイネージに関する相談事例

- ・ デジタルサイネージが夜中も点灯していて眩しいとの問合せ
- ・ 屋外広告物（デジタルサイネージ）設置の相談時に、大阪府屋外広告物条例の担当者から近年交差点や信号付近に設置したデジタルサイネージに対する苦情などが多くなっているとの情報提供
- ・ 本市が屋外広告物許可（府条例）の相談時に参考としている資料
⇒ LED等照明による屋外広告物について配慮すべき事項（大阪府景観審議会部会報告 H27.11）
⇒ 高速道路及び自動車専用道路沿道における広告物等の設置基準（大阪府行政指導指針 建企-指-6）

4. 景観計画に関連する主な取組みの実施状況（事業・施策の進捗）

②景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、公共の場から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

■景観重要樹木

《指定方針》

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている樹木
- ②歴史的、文化的な価値が高い樹木
- ③市民に親しまれ愛されている樹木
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木

「ここに残る景観資源（樹木）」の中から、地域の方々に親しまれ、かつ、景観形成上重要であることや良好な状態で保全することが求められる樹木を、景観重要樹木に指定（平成29年7月）。



奥家の棕（阿間河滝町）



人々の営みとの共生が紡いできた歴史的まちなみの景観



吉井町のエノキ（吉井町）



丑神と共に人々の暮らしを見守り続け信仰の対象となって地域に受け継いでいく風土の景観



塔原町のサクラ（塔原町）



雄大な和泉葛城山を背景に四季の移ろいを刻んできた里山の景観

■景観重要建造物

《指定方針》

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている建造物
- ②歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物
- ③市民に親しまれている建造物
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物

現在、本市における景観重要建造物の指定は無い。

前回（R5第2回）景観審議会でのご意見（抜粋）

- ①ここに残る景観資源発掘プロジェクトの指定資源から景観重要建造物に指定するロードマップはあるか。
- ②歴史的なものなのか、それ以外のものはどうか指定方針はあるか。（歴史的建造物の案として、岸和田市立自泉会館（国登録文化財）や杉江能楽堂）
- ③他自治体が景観重要建造物の指定にあたって、どのように調整・誘導しているのか等深掘した情報があれば、審議会でもより議論できると思う。
- ④現行の建築基準法に沿っていない既存不適格の建造物を少しでもサポートできるメリットも含めて検討していくことが重要。

現在、景観重要建造物の指定にあたって、具体的な運用方針が無いいため、他市事例の調査、指定候補（ここに残る景観資源や、その他の建造物も）の調査等も含め、検討。

- ・管理義務 → 樹木の所有者(管理者)は、樹木医による樹木診断を行ったうえで、市と管理協定を締結、5年以内ごとに管理協定を更新し、日常的に、樹木の管理を行う。
- ・市の支援 → 樹木診断等に対する助成を実施。（岸和田市歴史的景観保全事業助成金交付要綱）

4. 景観計画に関連する主な取組みの実施状況（事業・施策の進捗）

③景観施策の推進

■岸和田市都市景観賞

市民のみなさんに「岸和田市のまちなみの魅力」について再発見していただき、これまで以上に市民と行政が協力しあって岸和田市の景観をよりよいものにしていくための礎となることを目的として、岸和田の景観づくりに貢献する建築物・工作物等を表彰する「岸和田市都市景観賞」を平成 14 年度に創設し、4 年に一度開催しています。

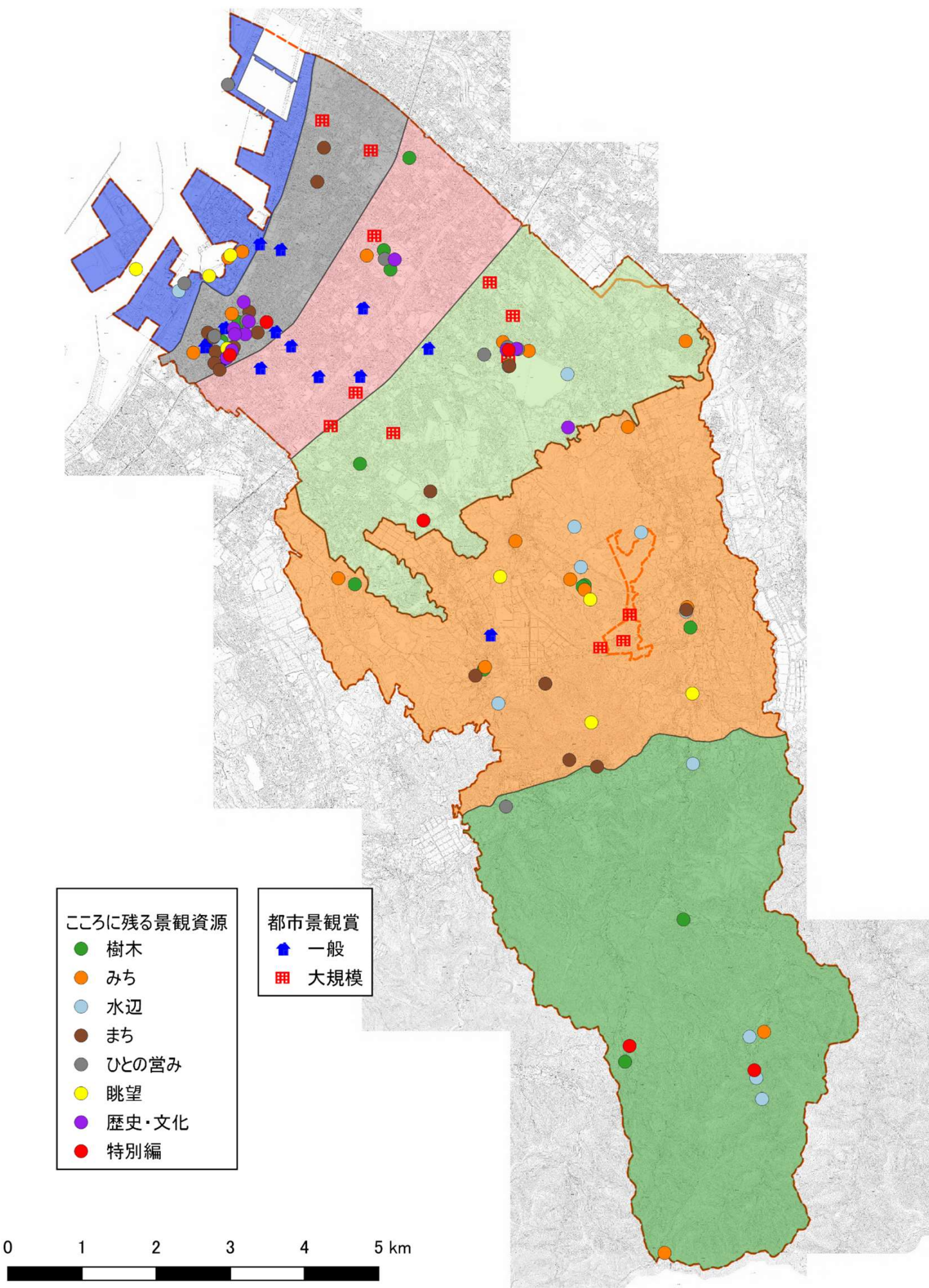
表彰は、「大規模建築物等届出部門（景観法に基づく届出等のあった物件）」と「一般公募部門（一般公募により推薦された建築物等）」の2部門が対象となり、それぞれ選考のうえ、表彰作品を決定します。

開催回	第1回 (H14)	第2回 (H18)	第3回 (H22)	第4回 (H26)	第5回 (H30)	第6回 (R04)
大規模建築物等届出部門（景観法に基づく届出等のあった物件）						
全物件	20	124	130	180	137	119
候補物件	9	22	32	37	57	57
まちかど審査	実施無	22	31	24	20	20
選出	3	3	3	2	2	2
一般公募部門（一般公募により推薦された建築物等）						
応募件数	実施無	18	21	19	26	19
まちかど審査		18	21	19	21	17
選出		1	3	2	4	3

■ここに残る景観資源発掘プロジェクト

本市域内において景観形成に寄与する景観資源を発掘・蓄積・共有し、発掘した資源の中から特に優れているものを『ここに残る景観資源』として指定することで、景観に関する市民意識の高揚を図り、ひいてはより良好な景観形成に寄与することを目的として、平成 24 年度より実施しています。これまで106件をここに残る景観資源に指定しました。

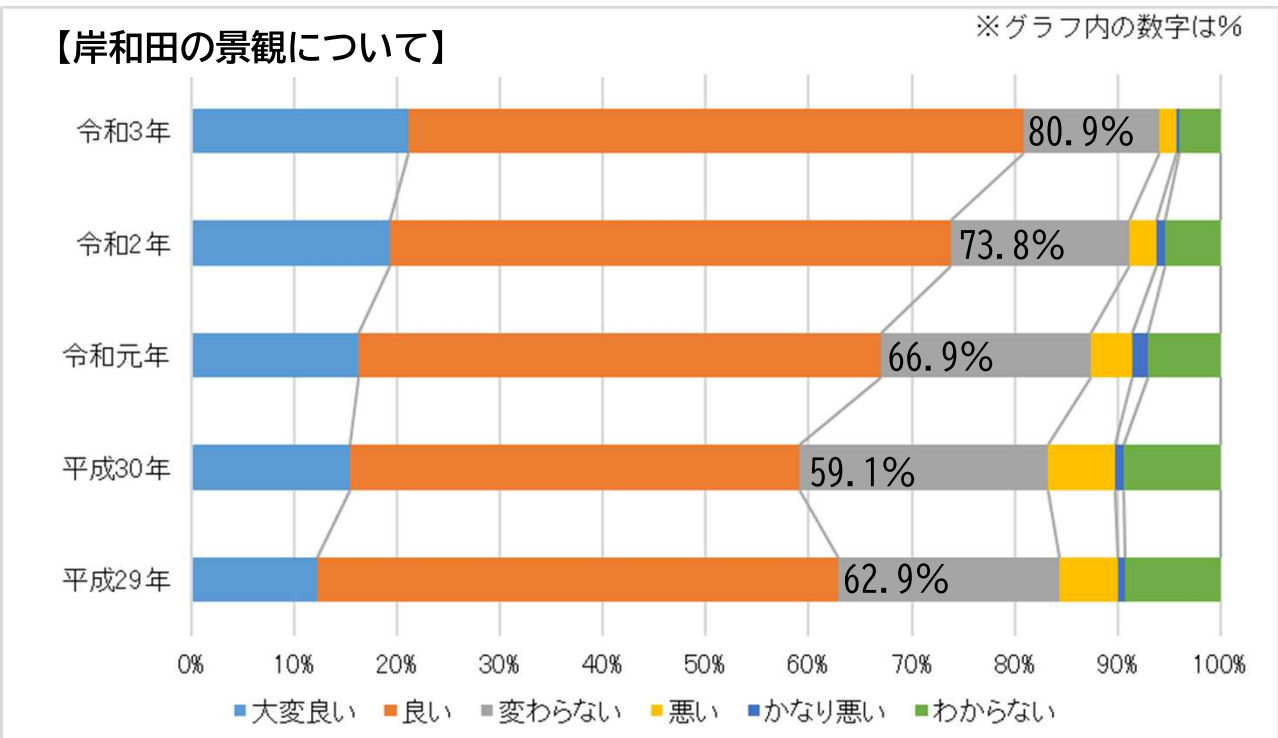
ここに残る景観資源発掘プロジェクト 応募数と指定数 (応募総数：530件、指定件数：100件＋特別編6件)											
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
テーマ	樹木		みち		水辺		まち		ひとの営み	眺望	歴史文化
応募	66	41	24	57	52	61	41	40	49	50	49
指定	6	9	9	12	6	9	9	10	10	9	11



5. 住民の景観への意識や行動の変化

これまで（今後）実施した市民アンケート等の結果を基に、現行の景観計画策定後の、景観に対する市民意識の変化等を確認します。

■ 市民アンケート（令和3年度第3回岸和田市景観審議会報告より抜粋）



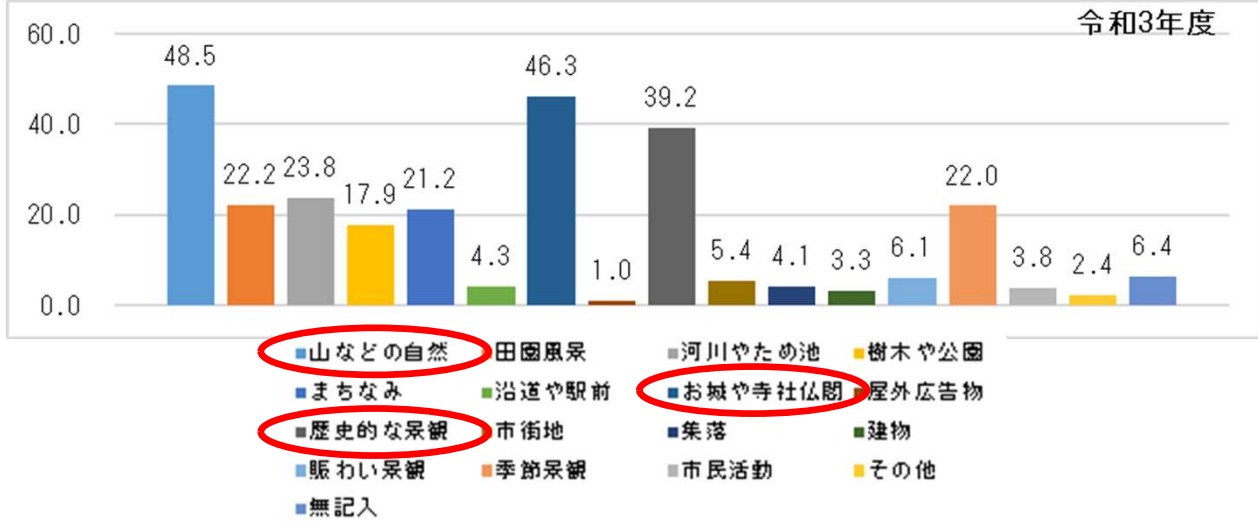
海、山、まち、様々な景観がある。	56
自然が多く、美しい場所が多い。	35
きれいだと思う、好き	31
良くない（※意見下にまとめ）	20
城下町の風情があり、古いまちなみも残っていて良い。	17
地元で愛着がある	7
普通、わからない、意識していない	6
景観は良いがアピールできていない	4
あまり変わっていない	3
変わらないところと変わるところがある、今昔が良い	2
山の方は美しいが、海側はあまり…/泉北道から行き止まりの景観が悪い/昔よりキレイになったが、自然が減っているように思う/開発が進んでヨソと変わらなくなってきた/景観の良い市と比べて良いとは言えない/道路脇の雑草が伸びている/古い景観、庶民の暮らしが反映されている景色の保存はあまりよくないと思う	

■ 市民意識調査(企画課)：「景観がよく保全されている」と感じる市民の割合

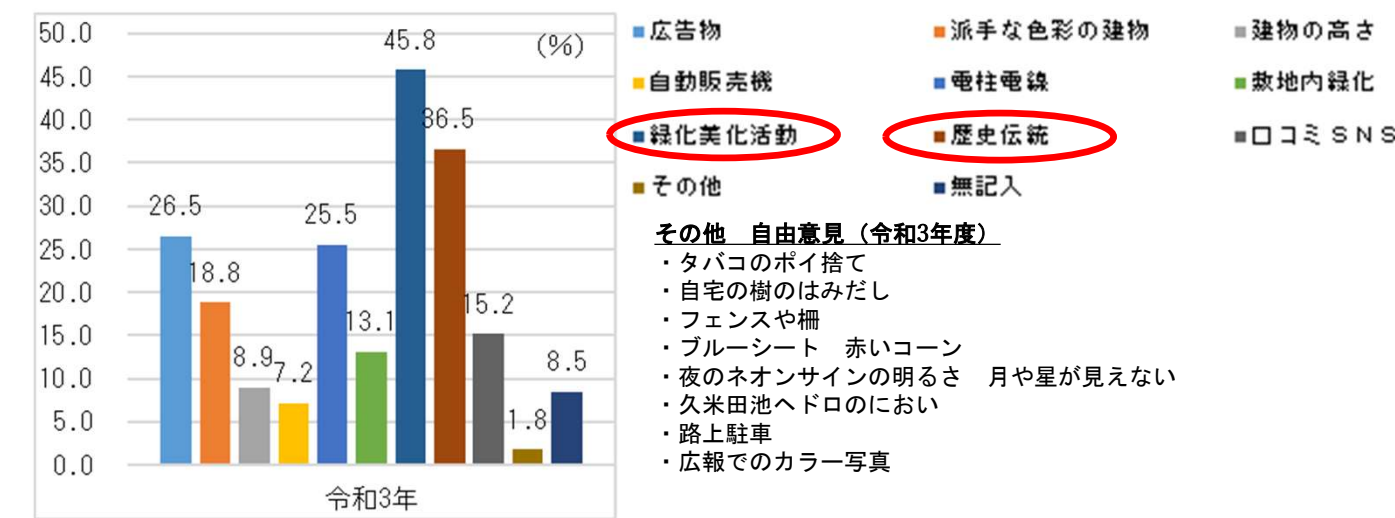
	H22	H30	R01	R02	R03	R04	R05
割合 (%)	15.6	19.7	20.3	22.5	20.3	18.5	24.3
前年比 (%)	—	99	103	110	90	91	131

※みんなで目指そう値：21%（2023年）

【岸和田らしい景観と思うもの】



【景観形成への配慮を必要とするもの】



- Q. 岸和田の景観についてどのように感じているか
➡ 大変良い、良いと感じる人が8割程度を占め、過去5年間で比較するとその割合に増加傾向がみられる。（市民意識調査においても、景観計画策定当時から比較して、同様に肯定的傾向が見られる。）
【主な理由】「海から山まで様々な景観」、「城下町など古いまちなみ」
- Q. 岸和田らしい景観と思うもの（主なもの）
➡ 「山などの自然」、「お城や寺社仏閣」、「歴史的な景観」
- Q. 景観形成への配慮を必要とするもの（主なもの）
➡ 「緑化美化活動」、「歴史伝統」

・ 景観計画策定後、景観が良くなったと感じる市民は増えている。
・ 「山などの自然景観」、「歴史的な文化景観」に岸和田らしさを感じ「良い景観」として捉え、景観への配慮が必要と感じている。

6. 景観の変化の把握（実際の景観の変化）

現行景観計画策定後（H22.10）に大きく変容した地域や、今後変容する見込みのある地域について、景観形成の方針を確認します。

【大きく変容した地域】

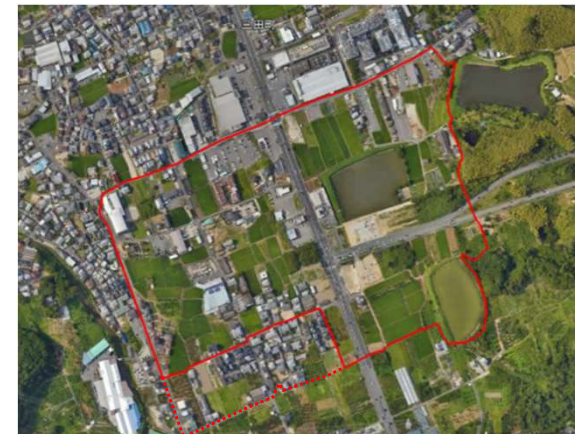
- ①ちきりアイランド（岸之浦町：臨海景観区）
公有水面埋立事業（竣工期間：平成10年度～令和7年度）
- ②ゆめみが丘岸和田（岸の丘町：里の景観区）
土地区画整理事業（平成26年度市街化区域編入）

【今後変容する見込みのある地域】

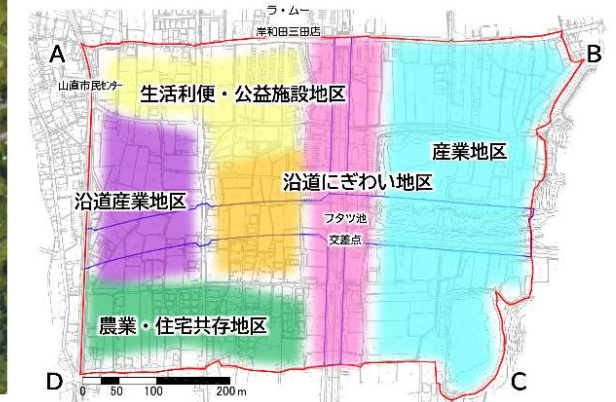
- ③泉州山手線沿道（山直東地区）のまちづくり
令和5年7月に、まちづくり基本構想・計画を策定し、事業化に向け取組中

山直東地区（事業化に向け取組中のエリア）

令和5年



まちづくり基本構想図



里の景観区

基本目標：残された自然と農村集落景観の保全

基本方針：史跡や旧集落、街道などの歴史的景観との調和を図る。

：地形・植生の保全、回復に努める。

：田園風景との調和を図り、山並み景観に配慮する。

ちきりアイランド（岸之浦町）

平成22年

令和5年

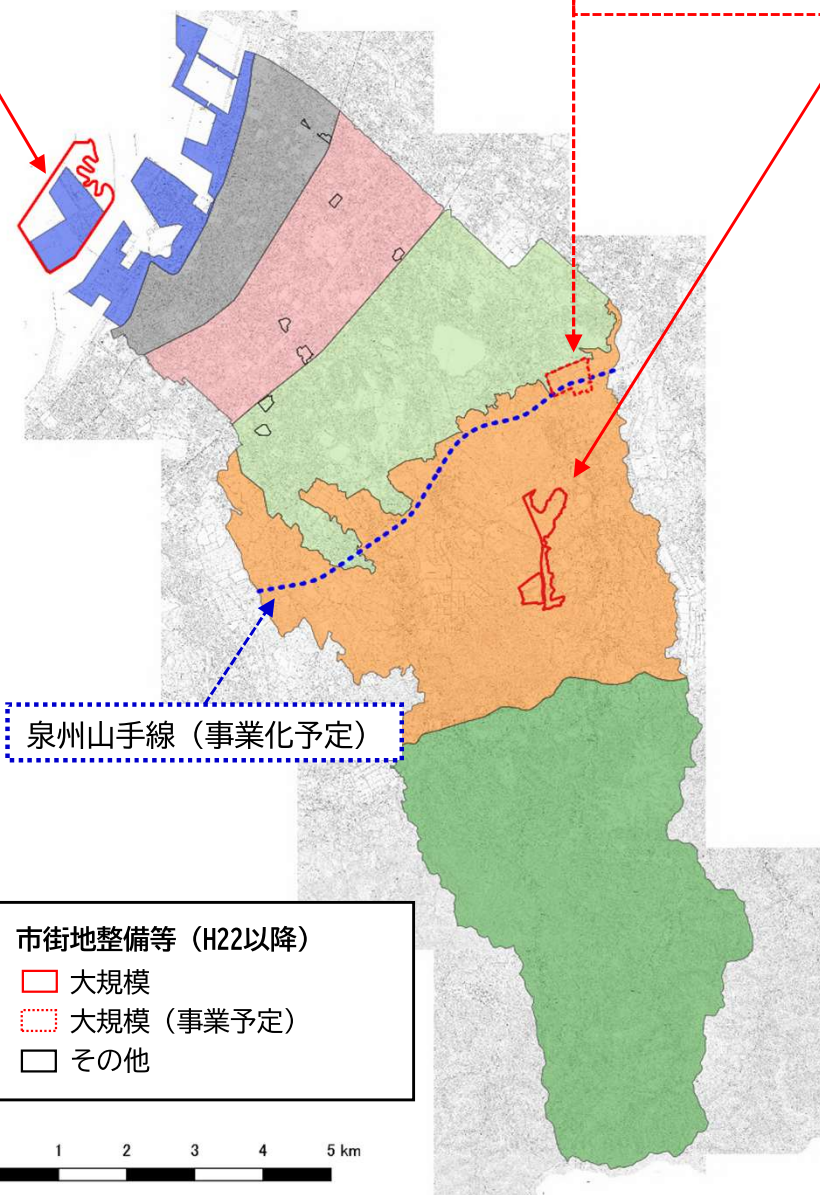


臨海景観区

基本目標：海辺に身近に接する親水空間の創出

基本方針：水際の工業地を緑で演出する。

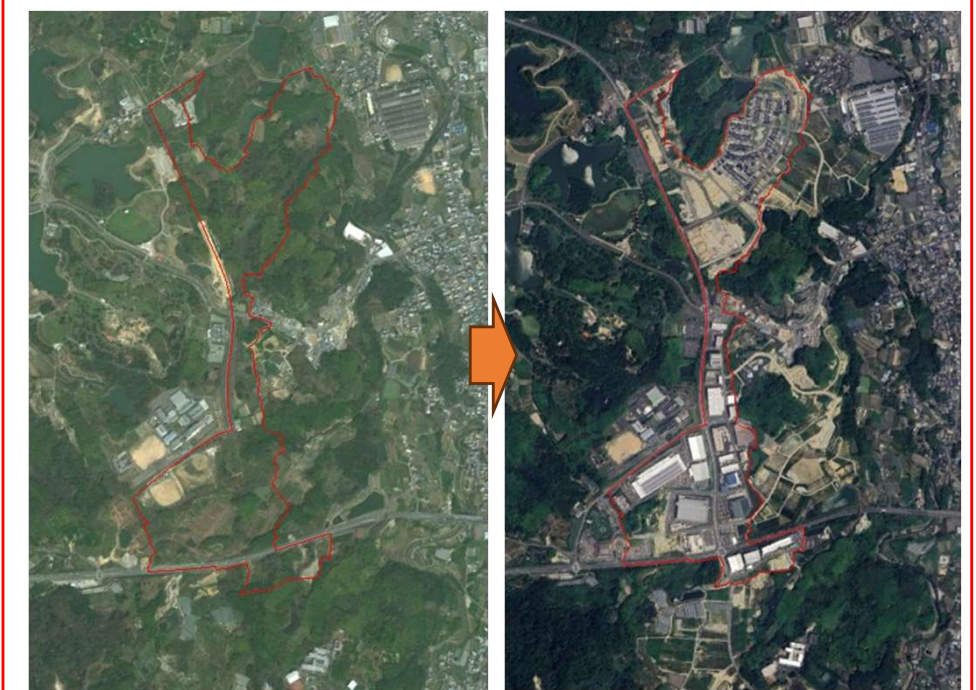
：海への眺望を大切にする。



ゆめみが丘岸和田（岸の丘町）

平成22年

令和5年



里の景観区

景観配慮地区：岸和田丘陵地区

目標：めぐまれた自然環境との調和をはかりながら、魅力的なまちづくりを行う。

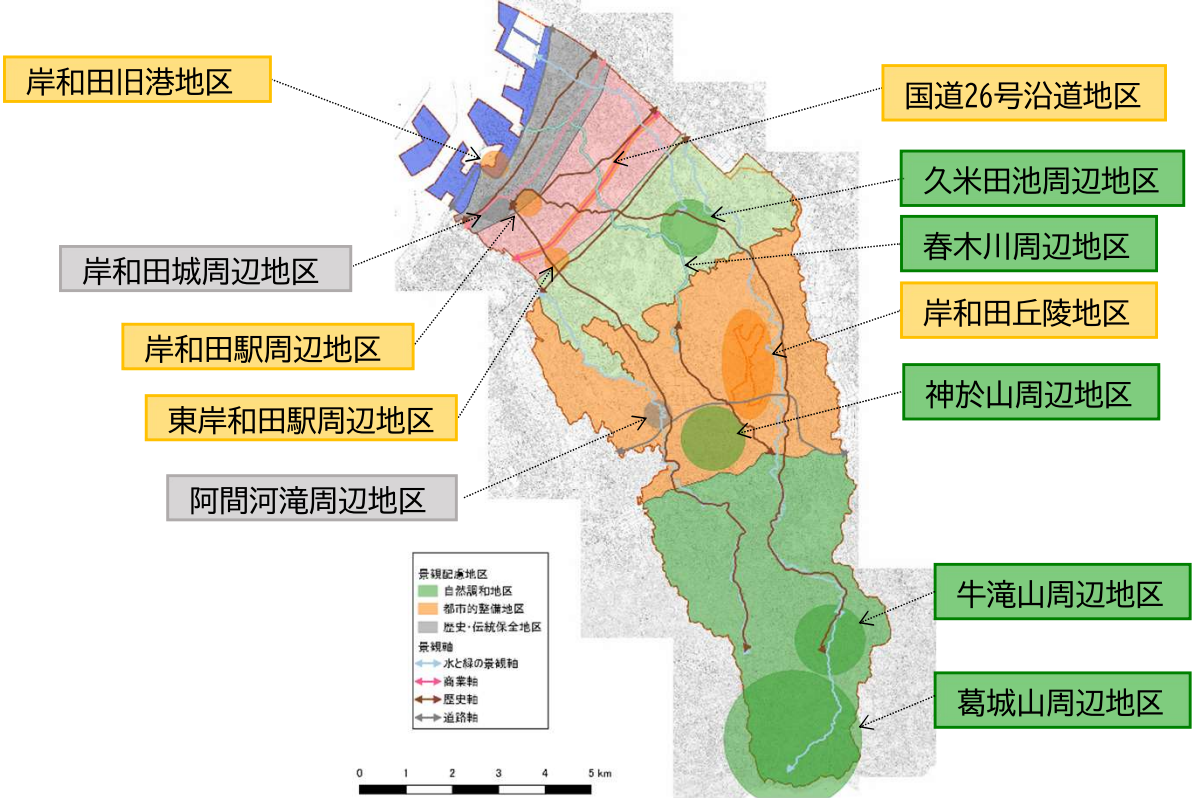
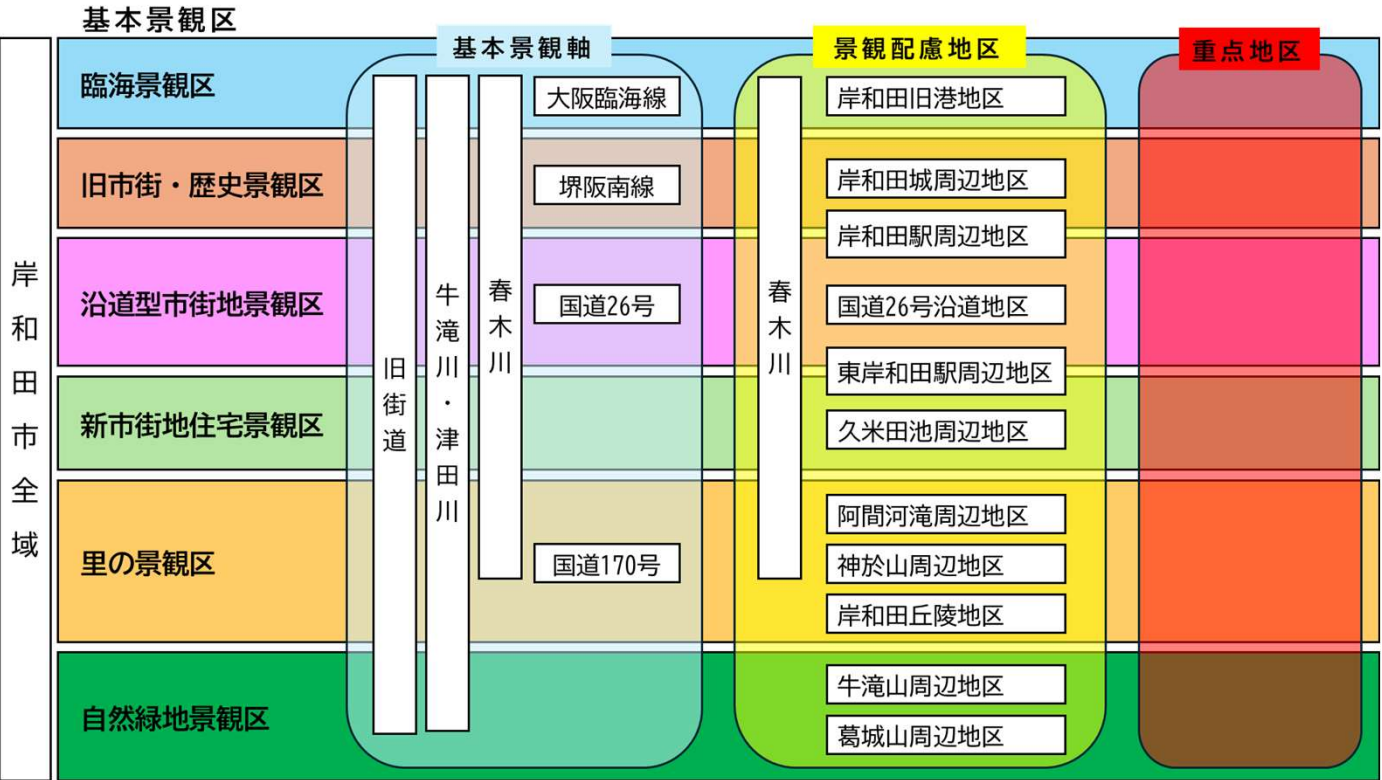
基本方針：周辺環境との調和を図る。

神於山からの眺望に影響を与えないよう配慮する。

6. 景観の変化の把握（実際の景観の変化）

景観配慮地区（景観整備を進めていくにあたって核となる空間、優れた景観を創生していく拠点となる地区）における景観形成に関する状況を確認し、景観誘導の効果について確認します。

指針区分	地区名	景観形成の基本方針
歴史・伝統保全地区	岸和田城周辺地区	歴史的環境との調和を図る。 歴史的環境を継承する。
	阿間河滝周辺地区	まちなみとしての空間を保全する。 周辺環境をまもる。 伝統的な家なみとの調和を図る。
自然調和地区	春木川周辺地区	水と緑の中心軸にふさわしい秩序ある沿川景観をつくる。河川空間に潤いを与え、良好な沿川環境をつくる。
	久米田池周辺地区	自然環境との調和のとれた風致地区にふさわしい良好な住宅地の形成を図る。 久米田池からの良好な眺望を確保する。
	神於山周辺地区	ランドマークとしての神於山をより強調させるよう景観整備を図る。 里山としての稜線と地形の保全に努める。
	牛滝山周辺地区	現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。 周辺環境に配慮する。
	葛城山周辺地区	現状の地形の改変や現状植生の消失を極力抑制し、自然景観に配慮する。 建築物等について、周囲の自然と調和したものとする。
都市的整備地区	岸和田旧港地区	海への開かれた眺望を大切にする。 ゆとりの空間の創出や緑化により良好な環境の形成を図る。
	岸和田駅周辺地区	市の玄関口にふさわしい駅前広場周辺や沿道のまちなみとなるよう形成を図る。 良好な住環境と商業・業務施設等との調和を図る。 岸和田駅東停車場線沿道においては、ゆとり空間の創出に努め、潤いある演出となるよう配慮する。
	国道26号沿道地区	都市軸にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。 街路空間の潤いに寄与する沿道景観をつくる。 主要な幹線道路の交差点付近などでは、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。 中央公園などの緑の拠点一帯は、緑豊かな景観づくりを行う。 東岸和田駅周辺では、魅力ある商業地にふさわしい景観づくりを行う。
	東岸和田駅周辺地区	高層建築物のシンボル化及び周辺建築物との調和を図る。 サイン類は周辺環境に配慮したデザインとする。 商業核としてのにぎわいを演出する。
	岸和田丘陵地区	周辺環境との調和を図る。 神於山からの眺望に影響を与えないよう配慮する。



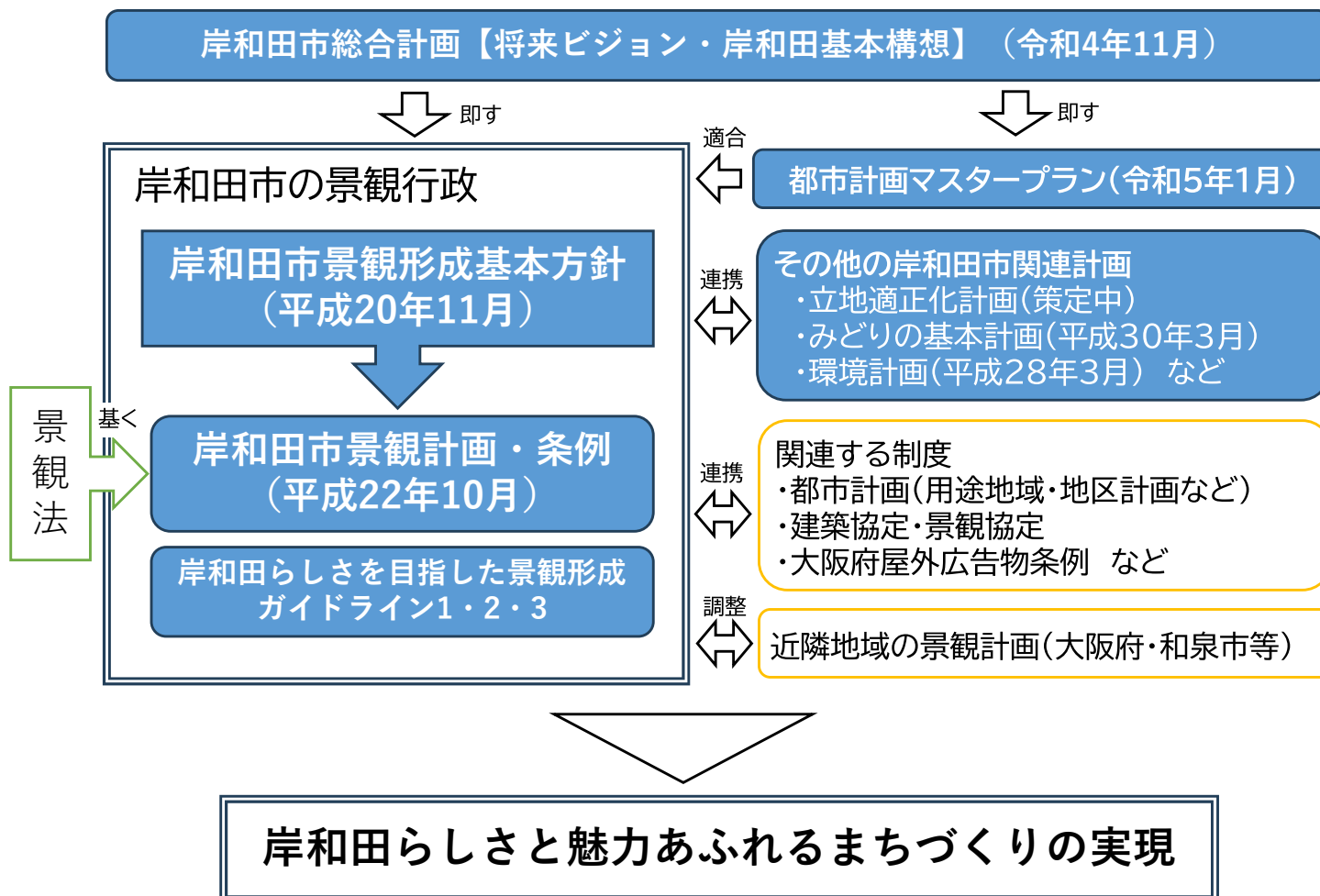
7. 各種計画（市の方針）との整合

現行景観計画策定後（H22.10）、上位計画である総合計画や、都市計画マスタープラン等の改定が行われており、現行計画との整合がとられているかを確認します。

主な市の関連計画等

- ・将来ビジョン・岸和田 基本構想（総合計画）：令和4年11月
- ・岸和田市都市計画マスタープラン：令和5年1月
- ・立地適正化計画（現在、担当部署において策定に向け検討中）
- ・岸和田市みどりの基本計画：平成30年3月
- ・岸和田市環境計画：平成28年3月 など

【岸和田市景観計画の位置づけ】



【参考：都市構造図（将来ビジョン・岸和田 基本構想より）】

区域・軸・拠点

区域別の土地利用方針

地形によって特徴づけられた4つの区域ごとの土地利用方針を設定します。（詳しい方針の内容については、本編をご覧ください。）

- 臨海区域**
おおむね海岸線～大阪臨海線
- 都市区域**
おおむね大阪臨海線～泉州山手線
- 田園区域**
おおむね泉州山手線～阪和自動車道
- 山間区域**
おおむね阪和自動車道～府県境

軸の設定

泉州地域や大阪・関西圏を結ぶ「広域連携軸」と、市域内を結ぶ「地域連携軸」を設定します。これらにより、市域内及び市域を越えた交流・活動の発展を推進します。

拠点の設定 様々な分野や主体の連携により、交通結節点周辺において地域特性を活かした拠点形成を推進します。

- 工業・流通拠点**
広域連携軸近辺、海辺の立地条件を活かし、工業・流通機能の集積を促進します。
- 地域拠点**
多様な機能が集積し、人が集い、交流する地域拠点の形成を促進します。
- 産業拠点**
木材港地区は、広域連携軸や市街地との近接性を活かし、先端産業・新産業の創出をめざします。
- 生活拠点**
日常生活を支える機能が集積し、安全で利便性の高い生活拠点の形成を促進します。
- 都市拠点**
様々な資源や機能が相互に活性化し、市内外から人が集い、憩い、交流する都市拠点の形成を促進します。
- 広域交流拠点**
泉州山手線の延伸に際して、地域特性を活かした人・物・情報が行き交う広域交流拠点の形成を促進します。

